セーブ・ザ・チルドレンは、おかねがなくて たべるものがかえずに こまっている 子どもたちのために、おこめなど たべるものを とどけます。

― もうしこみのしかた―

もうしこみのために 大切なことが 書かれています。かならず 読んでください。

●5,000家族に とどけます。

※もうしこみをした人が 多いときは、抽選で とどける人を 選びます。

●誰が もうしこめますか ： つぎの 1～3の すべてが あてはまる家族です。

(1) 日本にすんでいる（日本の国籍でない、在留資格が不安定な人ももうしこめます）

(2) 0～18才までの 子どもを育てている（2023年4月1日で 17才の子どもまで）

(3) 2023年（令和5年）に 住民税の所得割が 非課税の家族か 収入が目安以内の家族

＜収入の目安＞

家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人
1年間の収入	204.4万円より少ない	221.6万円より少ない	271.6万円より少ない	321.6万円より少ない	370.4万円より少ない
1か月の収入	17.03万円くらい	18.46万円くらい	22.63万円くらい	26.8万円くらい	30.87万円くらい

●どんな書類が 必要ですか

もうしこむためには、①~⑤の 書類の どれかを 写真で撮るか スキャンして 提出してください。

※あとで、書類があっているか聞くために連絡する場合があります。

※どの書類もない場合は、問い合わせてください。

①有効期限がきれていない 全部支給の児童扶養手当証

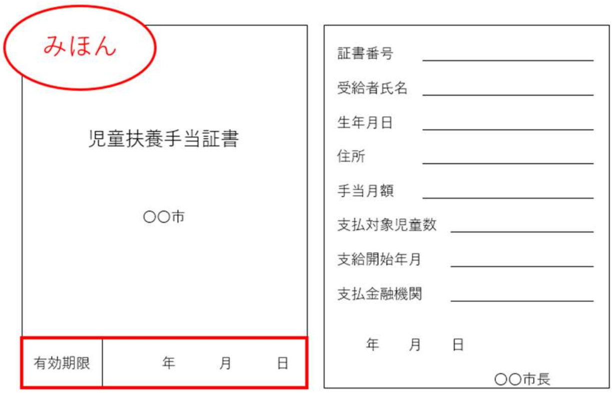

②令和5年(2023年)度の非課税証明書と 子どもの健康保険証

※どちらの書類も 提出してください。

※ふたり親の場合は、ふたり分の 非課税証明書を 提出してください。

※子どもの保険証は ひとり分で 大丈夫です。

みほん

令和5年度 非課税証明書

住所	東京都千代田区内神田2-8-4山田ビル4F
氏名	山田花子
生年月日	昭和51年1月1日

上記のものは、地方税法第295条の規定により令和4年度の市町村民税・都道府県民税は非課税であることを証明します

証第12346789号　令和 5年 6月 15日

東京都千代田区区長　山田 一郎

③所得割額が 0円になっている 令和5年(2023年)度の 課税証明書と 子どもの健康保険証

※どちらの書類も 提出してください。

※ふたり親の場合は、ふたり分の 課税証明書を 提出してください。

※子どもの保険証は、ひとり分で 大丈夫です。

令和5年度 住民税(市・都民税)課税証明書

住所	東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4F
氏名	山田 一郎

令和4年度	課税標準額	市民税		都民税		年税額
		所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	
	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

所得金額の内訳	給与所得	0円	所得控除額の内訳	社会保険料控除	〇〇円	本人及び扶養控除の内訳	控除対象配偶者の有無	無
	以下余白			基礎控除	〇〇円		一般	0人
				以下余白			特定	0人
							老人	0人
							(うち同居老親	0人)
収	給与収入金額	〇〇円					普通障害	0人
							特別障害	0人
							(うち同居特障	0人)
		0円		所得控除合計	〇〇円		16歳未満の扶養親族	1人

上記のとおり相違ないことを証明します。　令和5年6月10日　東京都〇〇市長

みほん

④令和5年(2023年)度の 特別市民税・県民税 特別徴収税額の 決定通知書と 子どもの健康保険証

※どちらの書類も 提出してください。

※ふたり親の場合は、ふたり分の特別市民税・県民税 特別徴収税額の 決定通知書を 提出してください。

※子どもの保険証は、ひとり分で 大丈夫です。

健康保険 被保険者証　家族（非保養者）　01234 令和2年4月10日交付

記号 21700023 番号 1 （枝番）01

氏名 協会 花子

生年月日 令和元年 10月 1日

性別 女

認定年月日 令和2年 4月 1日

被保険者氏名 協会 一郎

事業所名称 株式会社〇〇〇〇

保険証番号 9 9 9 9 9 9 9 9

保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

保険者所在地 〇〇市〇〇町9－88－888

みほん

⑤親の仮放免許可書と 子どもの仮放免許可書

※どちらの書類も 提出してください。

※ふたり親の場合は、ふたり分の 仮放免許可書を 提出してください。

※子どもは 在留資格がある場合は 在留カードを提出してください。

⑥生活保護受給者証

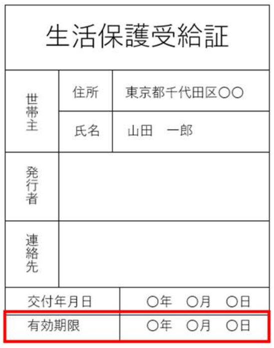
生活保護受給証

世帯主 住所 東京都千代田区〇〇

氏名 山田 一郎

発行者

連絡先

交付年月日 〇年 〇月 〇日

有効期限 〇年 〇月 〇日

世帯構成

氏名	性別	続柄	生年月日

みほん

●なにが とどきますか

ひとつの家族に ひとつの箱に入った 食べものや 文房具と、学校にかかわる お金について 使える制度などの 情報を とどけます。中身は かわることがあります。

(1) 食べもの (お米、パスタ、レトルト食品、飲みもの、お菓子など)

(2) 文房具

(3) 学校にかかわるお金について 使える制度などの 役に立つ情報

●いつまでに もうしこみが 必要ですか

2023年6月8日(木ようび)午前10:00 から 6月19日(月ようび)正午まで

Save the Children

●どうやって もうしこみますか

日本語のもうしこみフォーム

英語のもうしこみフォーム

※もうしこみ フォームの入力が 難しい場合は､問い合わせてください。

●いつ とどきますか

7月の なかごろから 送りはじめます。

【問い合わせ先】

セーブ･ザ･チルドレン･ジャパン「子どもの食 応援ボックス」担当

問い合わせフォーム

※日本語と 英語以外の お問い合わせは、お返事に 時間が かかることがあります。

【個人情報の保護について】

みなさんに 書いてもらう 住所や 名前などの 個人情報は、ボックスを 送ったり、アンケートを 送ったり、役に立つ 情報を 送ったり するために 使います。ボックスを 送ったり、翻訳をしたり、データを まとめるために 個人情報を 他の会社に わたすことが ありますが、他の会社も、みなさんの 個人情報を 守ってもらい、作業が 終わったら データも 消してもらいます。みなさんの 許可なく、それ以外の 人や会社に、個人情報を わたすことは ありません。

みなさんに 書いてもらう 内容は、だれが 書いたか わからないようにして 活動の報告や、政府への 提言に 使うことが あります。セーブ･ザ･チルドレンの プライバシーポリシーは こちらをご覧 ください。

2023年6月